

教育委員会からのお知らせ

■進学に育英資金

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。平成27年度も引き続き行いますので、ご利用ください。貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日（平成27年4月1日）の1ヶ月以上前から、新島村に住所がある人。

【学校の種類】

- ① 国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院（専修課程に限る）
- ② 国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】（月額）

- ①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ① 貸付申請書（第1号様式）
- ② 納税証明書
- ③ 所得を証明できるもの
- ④ 住民票（家族全員の続柄を記載のもの）
- ⑤ 在学証明書又は入学許可証
- ⑥ 振替口座番号（本人名義）
- ⑦ 高校3年生の成績通知書、または在籍校の成績通知書

【受付期間】

2月9日（月）～4月24日（金）

【返済期間】

貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

- ① 新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替
- ② 役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。

※ご注意

現在、納付書で支払している方で口座振替をご希望の場合は、2月20日（金）までに郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

■新島村教育委員会委員の再任及び委員長並びに委員長職務代理の選任について

村の教育委員会は、5名の委員によって構成されておりますが、このうち1名の委員の任期が、平成26年12月22日をもって満了いたしました。このため、村では、同委員の再任に係る同意議案を12月定例議会に提出し、同意が得られましたので、12月23日再度同委員を教育委員会委員に任命いたしました。

また、教育委員会委員長及び同職務代理についても、平成26年12月14日で任期切れとなるため、11月教育委員会定例会で選任を行い、委員長には

大沼裕美氏が、委員長職務代理には、宮川央行氏がそれぞれ再選されました。

委員会の構成

（平成26年12月23日現在）

職名	氏名	委員任期	備考
委員長	大沼裕美	自 25.12.17 至 29.12.16	委員長任期 自 26.12.15 至 27.12.14
委員長職務代理	宮川央行	自 26.12.23 至 30.12.22	委員長職務代理任期 自 26.12.15 至 27.12.14
委員	宮原正夫	自 25.12.17 至 29.12.16	
委員	青沼敏	自 26.4.1 至 28.10.31	
教育長	宮川平八	自 23.6.29 至 27.6.28	

税政係からのお知らせ

■正しく早めに確定申告

【確定申告の期間】

○所得税 2月16日（月）～3月16日（月）

※所得税の還付申告書は申告期間前から提出できます。
○消費税 3月31日（火）まで
【次の皆さんは確定申告をしてください】

- ① 事業をしている
 - ② 不動産の収入がある
 - ③ 土地や建物を買った
 - ④ 1年間に給与の収入が2千万円を超えた
 - ⑤ 給与所得・退職所得のほか、合計で20万円を超える所得がある、など。
- 【確定申告の相談会をします】**
芝税務署が所得税と消費税の確定申告の相談と受付をします。日程は次のとおりです。

▼本村地区

とき 2月17日（火）
午後1時～4時

▼若郷地区

とき 2月18日（水）
午前9時～午後4時

場所 新島村住民センター

▼若郷地区

とき 2月18日（水）
午後1時～4時

場所 若郷会館

▼式根島地区

とき 2月23日（月）
午後2時～4時

場所 式根島開発総合センター

午前9時～午後4時

場所 式根島開発総合センター

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0240内線113

■国税庁のホームページで確定申告書などの作成ができます

パソコンをお持ちの皆さんは、国税庁ホームページ内の「確定申告書類作成コーナー」で、つぎの書類を作成することができます。

- ・ 所得税の確定申告書
 - ・ 青色申告決算書
 - ・ 収支内訳書
 - ・ 消費税などの申告書
 - ・ 贈与税の申告書
- 各種、正式な書類としてパソコンから送信できます。データを送信することで、申告書を提出したことになります。しかし、このシステム（e-tax）を使うには決まった手続きが必要です。

また、プリントした場合でも、全ての書類がそのまま税務署へ提出できます。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

イータックスホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■財産の贈与を受けたときの
税の申告について

平成26年中に合計110万円以上の財産贈与を受けた人は、贈与税の申告をして下さい。

【申告期間】

2月2日(月)～3月16日(月)

次の場合は、相続時精算課税制度を選ぶことができます。

①財産を贈与した人が65歳以上の親。

②財産の贈与を受けた人が20歳以上の子である推定相続人。

★ご注意!!

この制度を選ぶ場合は、つぎの書類を期間内に必ず提出してください。

①相続時精算課税制度を選んだことを伝える「届出書」

②「贈与税の申告書」

選ばない場合は、従来の課税方法が適用されます。詳しくは、芝税務署へお問い合わせください。

※税制改正により、平成27年1月1日以後に贈与を受けた場合の相続時精算課税については左記のようになります。

①財産を贈与した人が60歳以上の親又は祖父母

②財産の贈与を受けた人が20歳以上の子又は20歳以上の孫

【問い合わせ】

芝税務署

☎ 03(3455)0551

【軽自動車税の改正のお知らせ】

平成27年度より軽自動車税の税率が次のとおり改正されます。

●原動機付自転車及び二輪車等

車種区分	税率 (年額)	
	平成26年度まで (改正前)	平成27年度以降 (改正後)
原動機付自転車 (排気量 50cc 以下)	1,000 円	2,000 円
原動機付自転車 (排気量 50cc 超 90cc 以下)	1,200 円	2,000 円
原動機付自転車 (排気量 90cc 超 125cc 以下)	1,600 円	2,400 円
原動機付自転車ミニカー (排気量 50cc 以下)	2,500 円	3,700 円
2 輪の軽自動車 (排気量 125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車 (排気量 250cc 超)	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車 (農耕作業用)	1,600 円	
小型特殊自動車 (その他)	4,700 円	5,900 円

注) 小型特殊自動車 (農耕作業用) の税率変更はありません。

●軽自動車 (四輪以上及び三輪)

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるもの (新車登録) から改正後の税額が適用されます。3月31日以前に取得されている車両および新車新規登録済みの車両については変更はありません。

最初の新規検査年月から13年を経過した車両は、平成28年度から重課税の支払対象となります。

★最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。

車種区分	税率 (年額)		
	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	13年超 ※ (重課税)
	平成27年度以降		平成28年度以降
3 輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
4 輪乗用 営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
4 輪乗用 自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
4 輪貨物 営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
4 輪貨物 自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車等の手続きは、お早めをお願いします。原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー (新島村ナンバー) に関しては、役場税政係の窓口で廃車手続きが出来ます。その他の自動車等 (品川ナンバー) の手続きについては、軽四輪：東京都軽自動車検査協会、排気量125ccを超える軽二輪・自動二輪：関東運輸局東京運輸支局で取り扱っております。

建設課からのお知らせ

**島しょ部6都市計画
都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針の関係図書
の縦覧について**

「島しょ部6都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が変更となりましたので関係図書を縦覧します。

縦覧場所 役場建設課又は各支所

【問い合わせ】

建設課建設係

☎(5)0212 (直通)

**東京都母子・父子・女性
福祉資金貸付のご案内**

東京都は、母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために、修学・就職等・目的により12種類の資金を無利子または低利でお貸ししています。

また、配偶者のいない女性を対象に、女性福祉資金の貸付もあります。

貸付申請にあたっては事前相談が必要となりますので、

詳細は左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

東京都大島支庁総務課福祉係
☎04992 (5) 4421

東京公証人会電話相談実施要領

実施日時 平成27年2月28日(土)午前9時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時までを除く)

実施方法 東京公証人会所属の公証人による電話相談

相談内容 遺言、任意後見、離婚に伴う養育費等の公正証書作成に関する事柄全般

【平日の専用電話番号】

☎03 (3502) 8239

【問い合わせ】

東京公証人会

☎03 (3502) 8050

南の島で国際交流・野外活動体験 (小学生)

公益財団法人国際青少年

研究協会(内閣府公益認定等委員会認定)では、「第39回ちびっこ探検学校ヨロシ島の参加者を全国より募集しています。この事業は、沖縄に近い南の島「ヨロン

島」のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間との共同生活(民宿)や、様々な野外活動(海水浴、イカダ作り&イカダこぎ、さとうきび刈り&絞り、洞窟探検、野宿体験など)を通して友達作りの楽しさを知り、お互いに協力し助け合い、積極的にチャレンジする心を養います。また在日外国人小学生と活動・生活を共にすることで、言語や習慣を越えて友情を深め、国際感覚を身に付ける第一歩とします。

今度の春休みは、日本全国から参加する沢山の日本人や外国人のお友達と一緒に、思い出に残る楽しい体験をしに暖かな南の島「ヨロン島」に行きませんか?

【問い合わせ】

公益財団法人国際青少年研究協会

☎03 (6417) 9721

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、こんな相談

「先々代名義の土地の相続登記をしたい。」

「古い抵当権が残っているが抹消したい。」

「会社やNPOを設立したい。」

「頑張つて返済してきたけど、もう限界だ。」

「障害をもつ子どもや高齢な父母の行く末が心配だ。」

など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

【相談日時】
平成27年2月13日(金)
午前10時～午後2時

【相談場所】新島村住民センター
2月以降も原則として毎月第2金曜日に開催する予定です。

ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていただきますが、その際は何卒ご容赦ください。

予約は不要です。

予約は不要です。

予約は不要です。

予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業研修課
東京都新宿本塩町9番地3
司法書士会館2階
☎03 (3353) 9191

平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

**平成27年度式根島
生徒の宿泊施設募集**

連絡船が天候や災害事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

期間

平成27年4月1日～
平成28年3月31日

宿泊条件

①連絡船が天候、災害事故または整備などによって欠航。
②次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。

宿泊料 1泊6千円
(宿泊料5千円、食事代千円)

募集締切
平成27年2月27日(金)

申込み・問い合わせ先
教育委員会

☎(5)0203直通